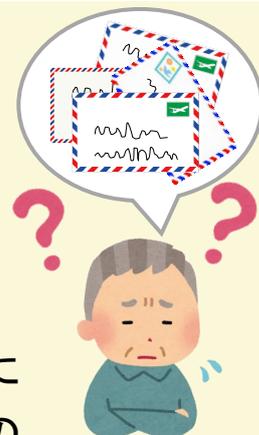


海外から届く「当選金獲得！」には手を出さないで！

事例

海外から「宝くじの当選金を受け取る権利がある」というような主旨の手紙が届いたので、当選金をもらうために必要だという5000円分の定額小為替を返信用封筒に入れて送った。すると、いろいろな国から同様の手紙が大量に届くようになった。どれも1週間以内に返送しないと権利を失うなどと書いてあるので期限内に送金してきたが、まがい物のネックレスや腕時計は届くものの当選金は一度も振り込まれたことがない。(80歳代 男性)



「1億円を受け取る権利が発生!」「身に覚えのない当選通知が届いた」など、いわゆる「海外宝くじ」に関する相談が増加傾向にあります

- 申し込んでいないのに宝くじに当選することはありえません。「当選した」などの甘い話には乗らないようにしましょう。
- 海外の宝くじは、日本国内で買うだけでも違法となる可能性があります。絶対に購入してはいけません。
- 当選金をもらえると信じ込み、手数料を送り続けてしまうケースも見られます。
- 心配なときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

困ったときは、相談してね。



—消費生活相談は「188」へ!—

消費生活でのトラブルでどこに相談してよいか分からない場合には、一人で悩まずに「消費者ホットライン=局番なしの188」を利用しましょう。「188」へ電話をすると、音声ガイダンスが流れ、郵便番号を入力するなどを行えば、お住まいの地域の消費生活センター等をご案内します。



生活安全情報

米沢警察署生活安全課から

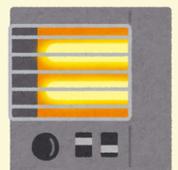
アダルトサイトの登録・解約名目の相談が数多く寄せられています。手口は、スマートフォン等でアダルトサイトを閲覧中、突然「登録されました」と表示され、慌てて業者に連絡すると、登録を解除するには解約料が必要だと言われ、電子マネー等で支払ってしまうというものです。自分で登録した覚えがなければ支払う必要はありません。一人で悩まず、必ず警察や消費生活センターに相談するようお願いします。



電気ストーブを使用中の火災にご注意！

例年、12月からストーブによる火災が急増します。電気ストーブ類は、炎が出ていないため安全に見えますが、熱があるので火災の危険があります。

- ストーブの近くに布団・衣類や雑誌などがあると接触して出火する危険があります。ストーブの周囲には物を置かないことが大切です。
- 寝るときや、その場を離れるときは、必ずスイッチを切るようにしましょう。使用しないときは電源プラグをコンセントから抜いておくことも予防につながります。
- ※ 「電気ストーブ類」とは、電気ストーブ、カーボンヒータ、ハロゲンヒータ、温風機を含みます。



12月・1月の消費生活法律相談

12月8日(木) 13:30~15:30

1月12日(木) 13:30~15:30

* 弁護士が無料でアドバイス(30分)

* 電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238(24)0999

FAX：0238(26)6072